第5回平塚市景観審議会

1 日 時 平成24年1月31日(火)午後2時10分~午後4時05分

2 場 所 旧横浜ゴム平塚製造所記念館 第1会議室

3 出席委員 4名

礒崎初仁、西村幸夫、水沼淑子、宮川理香

4 欠席委員 1名

中井祐

5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 秦野宏昭

まちづくり政策課

課長
小山田良弘

課長代理 井上徹 主査 木原友生

主任 菊池智子

主事毛木美裕

6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第1項により、委員の過半数の出

席により会議は成立していることを報告

- 7 傍聴者 1名
- 8 あいさつ
- 9 議事
- (1)意見聴取

議案第6号「景観重要樹木の指定について」 議案第5号「(仮称)平塚市屋外広告物条例(案)について」

[審議会開会 午後2時10分]

(会長)

それでは、定数に達しているということなので、これから第5回の平塚市景観審議会を開会したいと思います。本日の会議は平塚市情報公開条例に基づき、公開での審議となりますので、よろしくお願いします。また、本日の審議会の議事録署名人を私と礒崎委員としたいので、よろしくお願いいたします。

次第に沿って進めます。今日の会議の傍聴を希望しておられる方が1名いらっしゃいます。傍聴者の入場をお願いします。今日の会議を傍聴される方に申し上げます。先ほど事務局からお渡ししました、「傍聴者の遵守事項」をお守りください。守られない時には平塚市景観審議会傍聴要領にしたがいまして、退場していただくことがありますので、ご承知おきください。

議事に入ります。議案第6号「景観重要樹木の指定」を議題とします。本日、 平塚市長からの諮問を受け本審議会が答申をする案件です。後程採決をとりま して答申書を作成することになりますので、ご承知おきください。それでは、 事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

議案第6号「景観重要樹木の指定」について説明します。本議案については、 平塚市景観条例第25条第1項に「市長は、法第19条第1項又は法第28条 第1項の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとすると きは、あらかじめ、平塚市景観審議会の意見を聞かなければならない。」と定め られておりまして、同条例第29条第1項第1号の「景観形成に関する基本的事 項及び重要事項を調査審議すること」に該当しますので、本日、諮問させていた だき、答申をいただく案件となりますので、よろしくお願い申しあげます。

この案件につきましては、前回の第4回景観審議会におきまして、評価方法等にご意見をいただいておりますので、そちらから説明をさせていただきます。資料1-1「景観重要樹木の指定に係る意見一覧」を説明させていただきます。前回の景観審議会において、皆さま方から頂きましたご意見、あるいは庁内の景観推進会議でいただいた意見と、それに対する考え方、あるいは反映結果についてご報告をさせていただきます。

まず、1ページの 3のところをご覧ください。これは景観推進会議からの意見です。「評点方式により上位何本かを指定するのか、あるいは何点以上のものを指定するといった考えなのか。」というご意見につきましては、後程、評価方法の所で説明しますが、一定の評価以上を合格ラインとする方式にしました。

続きまして、 4です。「配点のバランスについて、視認性の項目は か×かの二択、あるいは前提条件として扱い、評点項目から削除してもいいのではないか、また視認性の項目に比べて、それ以外の項目の配点を高くするべきではないか。」という意見に対しましては、A・B・Cの3段階で評価する評価方式としたものです。

続きまして 5です。「樹木の状態等は評点項目に入れないのか、あるいは指定前に樹木医の診断等は考えているのか。」との意見ですが、景観計画の中に景観重要樹木の指定方針としまして「健全で」という文言があるため、評価項目の中に盛り込むこととしました。また、指定前の樹木医の診断につきましては、特段必要のない限り行わないことにしたものです。

続きまして2ページをご覧ください。前回の景観審議会でいただいた意見と それに対する市の考え方でございます。前回の審議会の中で口頭にて回答させ ていただいた部分もありますが、改めてご説明します。

まず、 1の「民間所有の樹木を指定する際は、どんな方法で候補を挙げるのか」との質問ですが、行政の方から一方的にというものではなくて、たとえば茅ヶ崎市のように、市民から候補を募集するというような方法を考えていくというものです。

続きまして、 2です。「候補を募る方法と選定方法をうまく設計しておかないと、庁内の評価によって候補から落としてしまうのは、景観重要樹木の指定の趣旨からずれてしまうのではないか。」という意見がありました。候補を公募する場合、来年度以降、民間の樹木について、どんな樹木でも指定するということではありませんので、ある程度庁内で選別できるような仕組みが必要であると考えています。

3~6は、評価指標の内容ですとか、配点の比重といった、評点方法についての意見を頂きました。これらの意見につきましては、次にご説明します評価方法に反映させています。

それでは、資料1-2をご覧ください。「景観重要樹木の指定について」という表紙の1ページ目をご覧いただきますと、景観重要樹木の指定までの流れが書いてあります。こちらから説明をさせていただきます。まず1番上の枠にあります景観重要樹木の候補を募る方法ですが、として「公募」、として、これは法律上規定されている制度ですが「所有者からの提案」、として「事務局からの推薦」というものを想定しています。これらの方法によって募った樹木について、次の枠の中にあります評価を行っていくものです。

まず、(1)の評価項目について、前回ご提示した内容から若干修正があります。 【2】の「また」以降のところで「健全でかつ樹容が美観上特に優れている」 という内容が景観計画の指定方針にありましたので、追記しています。その他 の【1】と【3】は、前回と同様で特に修正はありません。この3つの項目について、それぞれ評価基準として"A"=十分に満たす "B"=おおむね満たす "C"=満たすとまではいえない という基準によって、それぞれ3段階評価をすることとしました。特に【3】の項目につきましては、地域インタビューを実施したうえで評価するということです。【1】と【2】の項目で、評価基準"C"の「満たすとまではいえない」といった場合には地域インタビューは行わないということです。以上のように評価を行って、すべて"B"以上の樹木について、次の段階へ進めていく流れです。具体的には、所有者あるいは管理者の指定に対する意思確認とか、樹木の健康状態の確認等があります。最終的にはこれらをクリアした樹木について、景観推進会議での意見聴取、さらに景観審議会への諮問と進めていきます。前回意見をいただいて、検討した結果決定しました、指定までの流れを説明しました。

続きまして2ページをご覧ください。2.の評価結果です。(1)の評価結果一覧のとおり、メタセコイヤ並木と扇の松が評価をクリアしたものになります。しかしながら、扇の松につきましては後程説明しますが、管理している土木補修課から現段階で指定に同意することができないとの意見がありましたので、今回はメタセコイヤのみ、指定の候補としたものです。この表を見ていただきますと【1】の視認性の項目については、すべての樹木が公共施設にあるということからA評価となっています。【2】の項目については、後程それぞれ説明しますが、メタセコイヤと扇の松がB評価、それ以外の5つの樹木をC評価としています。C評価がついたものは、【3】の地域インタビュー等の評価は行わないというものです。

続きまして(2)の樹木別評価詳細の表を説明します。ここでは、7まで、それぞれ評価した評価内容が載っていますが、今回は3つの評価項目をクリアした、1と2について、説明をします。

まず、 1の総合公園で先ほど見ていただきましたメタセコイヤについてです。視認性につきましては、総合公園の西の玄関口に位置していることから、 A評価となっています。【2】の項目ですが50本のメタセコイヤが並ぶ景観は 壮大で存在感は抜群です。歴史的価値や文化的価値は高いといえないものの、 新緑、紅葉、落葉など季節ごとに異なる樹容を楽しむことができるといった景観上の特徴を有しています。さらに樹木の健康状態も特段問題なく、ほとんど 自然樹形に近い成木でありながら、全体として統一された樹容も美観上優れて います。また、自然景観に配慮された砂利敷きの路面と併せて、良好な景観形成に重要な役割を果たしている、と評価をしています。さらに【3】の項目ですが、地域のシンボルというよりはむしろ、この総合公園にあるというところから、市民の親しみが高いといえると思います。近隣住民のみならず、多くの

市民が朝昼晩を問わずに散歩・散策等を楽しんでいるということです。

続きまして、 2の扇の松です。先ほどご覧いただいたとおり、市道上にあ り、視認性は高いと言えます。【2】の項目ですが、クロマツという郷土種であ ることや、扇松通りという道路の愛称になっていることなど、自然・歴史的あ るいは文化的価値が高いうえ、樹容についても扇の松の名の通り、扇状に道路 を横断するように広がり、景観上の特徴を有していると言えます。この場所に おける景観形成にとって重要な役割を果たしていると考えています。実際ご覧 になったとおり、トラックなどの接触によりまして、樹木の一部に損傷が見ら れますが、樹形自体に影響を与えているような傷ではなく、美観上もおおむね 優れていると評価しています。【3】の項目は、扇の松にちなんだ商品やお店、 さらに扇松商店会、扇松通りといった愛称があるように、地域のシンボル性が 非常に高いと言えると思います。県外から観光客が団体で訪れることもしばし ばあると聞いていまして、観光スポットとして根付いていると言えると思いま す。また、備考欄に記載していますが、民家の屋根に枝がかぶさっていまして、 落葉や松脂による被害が生じているということもありますが、その当事者も含 めまして、近隣住民の方々には扇の松を景観重要樹木に指定することについて、 ご賛同いただいているという状況です。ただし、この扇の松については、【1】 から【3】までの項目まではクリアしていますが、所有者の意見にも書いてい ますとおり、現状は道路法上の建築限界を犯しているということで、実際には 4.5メートルの高さが必要ですが、3.8メートル程度しかありません。こ れは今回、景観重要樹木に指定しようとした時の調査で判明したものです。今 後につきましては、公安委員会等と協議をしまして、通行制限等の必要な措置 を講じた後に、再度、景観重要樹木への指定を検討していきたいと考えていま す。

それでは、資料の諮問に戻りまして、今説明した内容について、諮問をさせていただきます。朗読をさせていただきます。

「本市では、平成20年12月に策定した平塚市景観計画に基づき、建築物や 工作物の景観誘導や景観重点区域の景観づくり等、さまざまな施策に取り組ん でまいりました。その中で、新たな取り組みとして、景観重要樹木の指定につ いて検討してまいりました。このたび、標記の件について、候補樹木の選定を 行った結果、別紙の樹木を指定候補といたしましたので、貴審議会のご意見を いただきたく諮問いたします。」

資料として、カラーの写真がついています。先ほど説明した特徴ですとか評価 結果が書いてあります。諮問の内容は以上です。

資料の訂正があります。資料1-1の1ページの 5のところです。「指定前に樹木医の診断等は考えているのか」に対して「指定前の樹木医診断は特段必

要がない限り行わない予定である」という少し誤解を受けるような表現になっていますが、「特段必要がある場合以外は行わない」という解釈ですので、よろしくお願いしたいと思います。

資料の最後になります。「3.今後の流れ」です。 ~ までの流れになります。本日、景観審議会に諮問をさせていただいています。この後に管理者との管理等に関する細かな調整をしまして、3月の中旬くらいには指定の告示、管理者への指定の通知をします。また、報道発表、広く市民に知っていただくために、4月の第1金曜日号の「広報ひらつか」にも掲載してまいりたいと考えています。併せてホームページ等にも掲載をしていきたいというものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明についてご質問、もしくは ご意見がございましたら、お願いいたします。

私の方から少し、推薦の方法は公募と所有者からの指定の提案、とそれから 事務局からの推薦とありますが、これは事務局からすべて推薦されたというも のですか。どういう形であがったのですか。

(事務局)

今回の7つにつきましては、庁内の関係するセクションから推薦をいただい たということです。

(会長)

フロー図でいうと「事務局からの推薦」となる訳ですね。事務局から推薦されたと。

(事務局)

それと、市の管理者としての「所有者からの推薦」になると思います。

(会長)

「所有者からの指定の提案」もあったということですね。

(事務局)

はい、そうです。ちなみに扇の松については、「所有者からの推薦」ではなくて、「事務局からの推薦」ですので、結果こういう形になっています。

(会長)

いかがでしょうか。

(委員)

この指定の方について、意見を申し上げた方がいいでしょうか。これについては、異存はないのですが、それに至る2つ目の資料の基準や、手続きについて、若干確認をしたいと思います。今回の諮問案件は問題ない、よろしいと思います。資料1-2の1ページですが、これは前回お諮り頂いていたでしょうか。基準であるとか、手続きであるとか。

(事務局)

はい。

(委員)

その時、私は意見を言わなかったですかね。

(事務局)

意見を頂いております。

(委員)

それはともかくとして、今後のこともありますので、まず1つは評価項目です。この間ちょっと検討されたみたいですが、この3つの評価項目のうち2つ目の項目に、いろいろなものが入り過ぎているので、基準が洗練されていない感じがします。というのは、自然、歴史、文化等からみて、まず、樹容が特徴を有すると。それで2つ目が、区域内の良好な景観の形成に重要であると。それから3つ目が健全であると。4つ目が、樹容が美観上特にすぐれている、それから3つ目が健全であると。4つ目が、樹容が美観上特にすぐれている、という4つの要件です。これは性格が違うものだと思うのですが、それが全部入っていて、実は右側の方を見ると、評価がCになっている訳です。このC評価と言っても、どの部分を取り出して、指定の要件を満たすとは言えないとなったのかが、はっきりしないので、種類をもうちょっと分けた方がいいのかと。逆に、【1】と【3】はむしろシンプル過ぎるような感じもいたしますので、少し【1】【2】【3】の整合性に違和感があるということです。前回に意見を言わなかったのだとすると申し訳ないのですが、これはどういう趣旨なのか、お聞きして、もし改善できるのであれば、改善した方がいいのではないかというのが1つ。

2つ目は同じ基準の問題ですが、Cであると次に進まないという事ですので、そうすると総合点主義ではなくて、どこか要件が欠けるともう駄目という、足切り方式だと思います。私は足切り方式よりも、例えば樹容が美観上特に優れていると言えなくても、周辺の地域のシンボル的な存在となっている、つまり3番目の要素が強いとか、あるいは歴史的な意味が強いとか、その他の要素で優れていれば、総合点で指定されるという方が合理的な意思決定なのではないか、という気がします。今、大学では入試をやっておりますが、英語が80点とれなきゃ駄目というよりも英語は60点だけど国語で挽回すれば合格させる訳です。そういうのは総合点の方が良いのではないかという気がします。そうすると、前回意見があったように、細かい点数主義みたいな形になって、柔軟な判断ができないという反面はあると思いますが、ただ今回、後のものがC・Cとなっているのを見ると、足切りスタイルというのはあまりよろしくないのではないかと思います。すべての項目のハードルを越えないと指定に至らないというのは、ちょっと厳し過ぎるのではないか、あるいは不合理ではないかというのが2つ目です。

3つ目は評価基準A・B・Cの所で、A・Bはよろしいかと思うのですが、 Cの「満たすとまで言えない」というのは、どういうニュアンスなのか。普通 であれば、「満たさない」なのではないかと思います。国語的に見て「とまでは いえない」というのは、Cもおおいに付けてくださいと誘導するような言葉の ようにも思うのですが、「満たさない」というと、なかなか皆が付けづらいとい うところがありますので、「満たすとまでいえない」というのは、ちょっと日本 語としておかしいし、共有化しづらい言葉ではないかと思います。シンプルに 「満たさない」ではないかと思います。以上です。

(事務局)

まずは評価項目【2】の所で、4つの項目が入っていて【1】と【3】に比べるとバランスが悪いというご意見を頂きました。

こちらにつきましては、あまりにも項目が多いと思いますので、整理をしたいと思います。しかし、その次のご質問ですが、【2】の項目はこれをすべて満たさないと基準に達しないと、景観計画や規則に決められているものなので、項目を分けたとしても、結局は1項目でもそれを満たしていないものがあると景観重要樹木の指定には至らないということになります。

(委員)

それは何条、法律ですか。

(事務局)

まず、1つ目は景観計画です。

(会長)

景観計画に書いてあるのですか。

(事務局)

景観上重要な樹木の指定方針で法8条2項4号に基づいて、指定の方針をこの四角の枠の通りに定めております。この中で「健全でかつ樹容が美観上・・・」ということになっております。これが先程の基準の所を構成している1部分で、もう1つが景観法施行規則です。

(委員)

11条ですかね。

(事務局)

11条です。その11条の中に、第1項の第1号と第2号があって、この2項目と先程説明した景観計画の指定の方針を併せて書いたものが、こちらの基準になっています。

(委員)

これがあってないですよね。施行規則で言うと、「自然、歴史、文化等からみて樹容が景観上の特徴を有し」、そこはそのまま書いてありますが、その後で「また」があって「健全で」というこの健全が後で理由をみると、植物としての健全性だと思いますが、そのことは法律、計画には載っていないと思います。「また」以下がいつの間にか付け加わっているのではないですか。

(事務局)

景観計画の方針の中にありますので、それを組み合わせて、【2】の項目にしました。

(委員)

本文の方、「健全で」「樹容が」、なるほどね。それは市が特別につけた要件、 ハードルを高くした要件であると。計画に従わなくても、指針ですので、法律 をしっかり守ると言うのが、まず基本だと思います。「シンボル的存在となって いる」というのは、施行規則にはないですよね。

(事務局)

はい。

(委員)

施行規則では、「景観の形成に重要なものである」ということ、それから「容易に望見される、視認される」という2要件なので、それ以外の要件を付け加えたというのは、市の判断だと思うのですが、「健全で」というのは、必要なことかもしれませんね。保全し、今後とも維持しないといけないわけですから、それは常識の範囲でわかり得ると思うのですが、「地域のシンボルである」とか、「美観上特に優れている」というのはどうなのでしょうか。

(事務局)

今回は、あくまでも景観条例と景観計画に基づいて、市の取り組みとして 新たに景観重要樹木の指定をしていきたいということですので、法の施行規則 と景観計画に基づいた評価項目として行ったということです。もう 1 点、来年 度以降民間の樹木について、民間の方から幅広くご意見を頂きたいと思ってい るところです。そうしますと、茅ヶ崎市では、かなり多くの推薦があったよう です。そういったものの中から、それらの樹木についてすべて地域のインタビ ューをしていくとなると、かなりの労力になりますので、まず事務的に【1】 と【2】で、満たすものについてのみ、【3】の地域インタビュー等の評価に進 めるスタイルにしたというのが、事務局の考え方です。今回は、庁内の関係課 から集めましたら、7つの樹木だったのですが、それが何十何百となってしま いますと、事務手続き的にもかなりの量となりますので、その辺も少し考えさ せていただきました。もう1点、先程の説明ではなかったのですが、評価結果 の(2)に、それぞれの樹木についての詳細の評価内容があります。その中に 3の総合公園のスダジイから 7の崇善小学校のサクラ・ケヤキに至るまで、 【2】について、どういう理由でC評価になったのかを、できるだけ具体的に わかるよう記載しています。評価内容をオープンにすることによって、先程の 評価で若干足りなかった部分については、わかりやすくしています。

(会長)

評価基準Cの表現方法、「満たさない」とするか「満たすとまでいえない」とするか。その点はどうしますか。

(事務局)

先程、申し上げましたとおり、すべての項目を満たすことが必要と私共はとらえていましたので、「満たす」ことを前提として「満たすとまではいえない」という表現となったということです。「満たさない」ということにしますと、BとCの間が若干ファジーな部分もあるということも、評価の際に感じると思いまして、「満たすとまではいえない」というような表現になりました。

(委員)

おおむね満たしていて、十分には満たしていない場合も、Cではないですよね。

(事務局)

そうです。

(委員)

「おおむね満たす」というのは「満たすとまではいえない」と理論的に言ってかぶっているのではないのかと思いますが。

(事務局)

そうですね。それはおっしゃる通りだと思います。

(会長)

なるほど。他の意見は。

(委員)

評価基準ですが、今回あがってきているのは、A・B・Aですよね。そうすると、例えば事務局で、A・A・Aに該当するようなものがあるという心つもりはありますか。

(事務局)

はい。

(委員)

それで、A・B・Aというのがここでついている。

(事務局)

そうです。

(委員)

わかりました。もう 1 点、今回、この 2 番目の項目で C になって候補にならなかった物というのは、 2 度とあがってこないのかどうか、伺います。

(事務局)

はい。中には、非常に強剪定をされていて、樹形があまり美しくない、景観重要樹木とは言えないようなものもありましたので、仮にそういうものが長い年月をかけて立派に枝ぶりも良くなって成長していった時に、周辺の景観へ与える影響や、いろいろなものを評価した際には、候補としてあがってくる可能性はあると思います。しかし例えば、来年同じものがあがってきたら、今とほとんど変わりはないと評価できますので、その際にはおそらくあがってくることはないと思います。

(会長)

これは関連してですが、選ばれなかった物に関しては、もちろん表に名前は 出ないわけですよね。ということは、公募するとそれを知らないから、また新 たに同じ樹木が出てくるということはあるわけですよね。だから毎年毎年、同 じ木の評価を繰り返さないといけないということもあり得るということですよ ね。

(事務局)

そうですね。例えば 3の総合公園のスダジイですが、1本あたりは巨木ですごく存在感もありますが、周りの木が大きくなり、存在感がなくなってしまったというような、時間的な経過等もありますので、周りの木が、現在と違う状況になった場合に、新たに出てくる可能性があります。

(会長)

いかがでしょうか。

(委員)

手続きですが、景観推進会議というのは、これは庁内の会議ですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

課長級の会議ですか。

(事務局)

はい、課長級の会議です。

(委員)

それでは、市長はどういう判断なのかは、この段階ではあがっていない、ということですか。

(事務局)

はい、最終的には、この景観審議会からの答申を頂きまして、それを市長に 報告するという形になると思います。

(委員)

景観推進会議は今後もこういう形でいかれるのだと思いますが、市民の意見をもっと取り入れた方がいいと思います。最初の提案だけではなくて、この景観推進会議も実務上必要かもしれませんが、やはり市長の補助機関に過ぎませんので。市長は、選挙で選ばれた人ですから、その意見というのは、もちろん大きいものがあろうかと思いますが、庁内会議で機械的に決まっているというのは、やはり開かれた運営ではないという気がします。なにか工夫が必要かと思います。市民が参加する中で決めていくというようなことは、何か考えられないでしょうか。

(事務局)

そうですね。今年度は、形を残すという意味で、公共施設から優先的に樹木の指定をまず行って、それをPRしながら、来年度、市民参加という手法を取り入れて、今言われたような考えのもとに進めていきたいと思っています。その際にどこでどういうように取り入れるのかというのは、この案を作った段階でパブリックコメントを実施するとか、いろいろな方法が考えられますので、広く意見が取り入れられる方法は工夫していきたいと思います。

(会長)

この流れは、今年暫定的なもので、来年度少し変わる可能性があるということですか。

(事務局)

基本はこれで行きたいのですが、市民参加という部分ですね。

(会長)

その部分がプロセスとして入る可能性があるということですね。

(事務局)

はい。1番の「公募」がありまして、ここに市民参加が1つ入ってくると思います。その他にどこに入るのか、これから検討したいと思います。何らかの方法を、景観推進会議だけでいいのか、というところも含めて少し工夫をしたいと思います。

(委員)

考えられるのは、この景観審議会の前か後にパブリックコメントというのを 入れた方がいいと思います。それともう1つは、もし可能なら、他の委員のご 意見もあると思いますが、景観推進会議のもとで、ワークショップとか、ワー キンググループみたいなもので候補を評価していく、そういう仕組みも考えら れると思います。あまりたくさんの会議をおいても仕方ありませんので、なに か工夫をして市民も参加できるとか、市民も見ている中でいろいろな評価がで きるというのが、景観法の推進という意味でも、関心を持っていただくという 意味でもいいと思います。例えば 3の総合公園のスダジイについて、「突出し た存在感が認められない」、と書いていますが、突出した存在感とは何なのかと。 先ほどの指定の基準にも関わりますが、かなり主観的な判断に入っていると思 います。それから右側の 6を見ますと、「樹木の健康状態は特段問題ないが、 樹木全体を見ることができないなど、樹容の美観という点でも物足りなさを感 じる」と、これもかなり主観的な判断です。確かに景観というと主観的な判断 を交えざるを得ないのですが、そうだとすると、我々が期待されているのかも しれませんが、もう少し専門家の考え方・見方とか、それから何より市民の方 に親しまれるというのが大事だと思いますので、そういうプロセスを是非、ご 検討いただければと思います。

次にパブリックコメントも、指定する時のパブリックコメントだけではなくて、これについては見送りたいというのも、本当は、パブリックコメントに載せたいですね。「この樹木については、皆さんから公募を頂きましたが指定をしないという考えでよろしいでしょうか。」という、指定をしないという案のパブリックコメントをされると、とてもいいと思います。これは対応が大変かと思いますが。

(事務局)

今までそういうパブリックコメントは市としてやったことはなかったです。

(会長)

微妙は微妙ですよね。所有者はやりたいと言っているのに駄目というのを出して、駄目というのを認めてもらうと言うのは、微妙かもしれませんね。全体として緑を推進するとか、景観を良くしようといっている時に、どうですかね。

(委員)

微妙というのは。そういう判断は責任を持ってやらなくてはいけないですよね。

(会長)

わざわざ駄目だということを皆さんに認めてもらうようなコメントを出すというのは。そのものが否定される訳ではないですよね。この仕組みでいう景観重要樹木にあたらないというだけで、樹木としての価値はあるのに、景観重要樹木にあたらないということを、全体として確認するような議論を、パブリックコメントでというのはなかなか。

(事務局)

結果について広くお知らせするというのは必要だと思います。自分で推薦したのにどうして駄目になったのかは、知りたいところだと思います。そこで、こういった評価内容の資料を作成して公表するということは、考えたいと思います。

(会長)

なるほどね。ブラックボックスで決められて、全然そのプロセスがわからないという事がまずいということですね。市に問い合わせると、そうした途中の議論の経過が、わかるということが大切でしょうね。

もう少し、工夫をしていただきたいと思います。

(委員)

今後、市としてどの位の件数を、景観重要樹木に指定していくのか。お金か何かを助成をするような形になる訳ですかね。重要建造物に比べると、景観重要樹木というのは、景観ということを浸透させる上で良いアイテムかと、私は

思っています。そうであれば、あまり渋らずに、もっと大盤振る舞いしても、 それ程、財政を圧迫するようなことにはならないかなと思うので、先ほどのご 意見のように、ハードルの高さをあまりあげない方がやはりいいのかなという 気はします。今回はその先のことを考えられて、ハードルを相当高くしている という感じがします。そういう点で、どの位の計画を考えているのか、年間何 本くらいというような計画があれば、お伺いしたいと思います。

(会長)

どうでしょう。

(事務局)

特に全体計画といったことはなくて、公共施設の中のものをまず指定して、それをPRしながら、民間企業ですとか、あるいは個人のお宅ですとか、神社 仏閣といったいろいろな所の樹木をご推薦頂いて、指定していきたいというような段階的なプロセスは考えています。それがトータルとして、何本になるかという想定はできませんが、茅ヶ崎市でやられた例によりますと、かなりの数があがってきたということですので、それがすべて民間の所有物ですと、かなりの額の管理費を支出することも、若干想定できます。

(委員)

その管理費は市が負担するのですか。それは要綱か何かあるのですか。

(事務局)

これから作る予定です。今日見ていただいた扇の松も保全樹の指定をしていますし、市内には保全樹がかなりの数あります。その中の市の管理以外の物に対し、みどり公園水辺課から管理費という形で毎年支出していまして、やはりかなり負担があります。

(会長)

その計算の仕方は、その土地の固定資産税相当額とかですか。

(委員)

算定基準というのはどのように。

(事務局)

そこまでは詳しく調べてないです。

(会長)

保全樹とこちらとの関係は。向こうでもお金を支出して、こちらもというの は。

(事務局)

保全樹を景観重要樹木に指定した場合には、保全樹を解除します。ダブルカウントはしないようにと考えています。

位置づけはどうしても景観重要樹木の方が上ですから、管理等も金額的にも 上にならざるを得ないと思っています。

保全樹の場合は1本につき4000円です。

(委員)

年ですか。

(事務局)

年です。それが景観重要樹木になると、もう少し上乗せをしなければいけないと考えています。

(委員)

法律上はそういう協力金、あるいは管理費を出さなきゃいけない、ということはないですよね。支援ができるというだけで。

(事務局)

はい。それは保全樹もそうですが、民間の方々からご意見を頂くと「保全樹に指定されているから、かなり管理が大変だ」というようなお話は頂いています。勝手に伐採するとか、枝を掃ったりすることもできませんので、そういったものを保全するためには、それなりの対価がないと、守れないと思います。「できれば保全樹を解除してほしい」、「切りたい」というご意見も頂いていますので、そのためにはそれなりの対価が必要というのが、やり取りとしてはあるようです。

(委員)

他の自治体でも必ず指定した際は、そういう対価を支払っていますか。法律 上は所有者のいわば受任すべき義務だと思います。そうは言っても、実態とし て、それだけ個人が負担をするのは大変なので、謝礼的な意味での、協力に対 するお礼だと思います。実費を必ずカバーしなければいけないという事ではないと思います。

(事務局)

そうですね。ご本人からすると保全樹に指定をさせてあげているのだから、 管理費の必要な部分は市から出すべきだというご意見で、委員がおっしゃって いるようなニュアンスでは、受け取られてないような所も多いかと思います。

指定されたことが、1つの名誉みたいに思っていただければ、委員のような 考え方になるのでしょうけれども、逆にそうではない方が多いというのが実態 ですね。

市から、みどりの保全という見地から押しつけられたというイメージがどう も強い感じを受けています。

(会長)

後はいかがでしょうか。指定されると具体的には剪定とかいろいろなことが 全部届出になるのですか。どういう義務があるのですか。

(事務局)

届出ではなく許可ですね。

(会長)

剪定のですか。

(事務局)

通常の管理を超える部分については、許可が必要です。

(会長)

切るとかそういう事ですか。

(事務局)

はい。

(委員)

文化財に近い、天然記念物のような扱いですか。

(事務局)

それと保全樹とのちょうど中間くらいです。

(会長)

枝掃いくらいは管理者が行えるのですか。大きな枝はどうなのですか。

(事務局)

枝掃いも、ただ爪を切るくらいなら良いのですが、半袖状態、ノースリーブ 状態にしてしまうのは許可が必要です。基本的にはできないことになっていま す。

(会長)

わかりました。この扇の松ですが、条件が満たされれば、再度、候補に挙げるとのことでしたよね。そのためには公安委員会と協議をして、通行制限をやるとのことですが、具体的にはどのような想定をされているのですか。高さ制限ですか。

(事務局)

まず、高さ制限です。交差点から交差点までになると思いますが、この道路のこの区間は高さ制限何メートルです、と標識をそれぞれ手前に設置する事がまず考えられます。もう1点は、先ほどご覧になっていただいたように、別の看板が付いておりましたが、あれを取ると、黄色と黒で頭上注意ではないですが、そういうものがあります。その代わりに、手前に、木に当たらないよう注意をするポールみたいなものを設置するか、あるいは1例ですが、カラー舗装で、道路がこういうようになりますよというようなものを施すことによって、木全体は守られていくのかと思います。そういう事がすべて条件として整った際に指定の方に向けていくという事です。ただ、庁内の議論の中でも出ましたが、例えば高さ3.8 m制限というので、ガードをくぐる時に鉄の枠がありますが、そういうものを前後に付けると何の意味もありません。公安委員会との協議の中でそういう事も考えられるので、そういった鉄の枠みたいなものはできないように、道路管理者だけではなく、我々も含めてあくまでも景観重要樹木に指定するという方向性で、議論をしたいと思っています。

(会長)

そうですね、わかりました。ほかに何か。よろしいですか。いろいろなご意見が出ましたが、議案第6号景観重要樹木については、事務局から提案があった樹木について、原案通り景観重要樹木に指定するという事でよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

それでは、ご提案がありました、メタセコイアの並木ですが、これについては、指定することに異議なしという意見で、答申書を作成したいと思います。 答申案を事務局と作成しますので、答申案を作成する間、少しお待ちいただき たいと思います。 5 分くらいですか。

(事務局)

5分くらいお願いしたいと思います。

(会長)

答申案ができましたので、読み上げていただきたいと思います。

(事務局)

答申の内容について読み上げさせていただきます。会長から市長あての答申 書でございます。

「平成24年1月31日付 493号により当審議会に諮問された景観重要樹木の指定について、次のとおり答申します。諮問のありました樹木は平塚市景観計画に定める景観重要樹木の指定の方針および景観法施行規則に定める景観重要樹木の指定の基準を総合的に満たすものと考えますので、平塚市総合公園のメタセコイア並木を景観法に基づく景観重要樹木に指定することについて、異議はありません。」

以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのように答申を 終えたいと思います。

現在、景観法に基づく景観重要樹木の数は、全国でもそんなに多くないですよね。

(事務局)

400本です。

(会長)

400本、なるほど。

それではこの答申案をもって市長に答申をしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

(会長)

続きまして、議案第5号「(仮称)平塚市屋外広告物条例(案)」を議題にしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料2-1をご覧ください。平成18年度に神奈川県から「神奈川県屋外広告物条例」の一部権限委譲を受け、屋外広告物の規制誘導を行っております。しかしながら平塚市景観計画の推進にあたり、神奈川県全域を対象とした条例では、本市が求める景観形成の実現にマッチしていない部分もあることから、本市独自の「屋外広告物条例」を策定するものです。このたび骨子について、パブリックコメント、関係団体等への説明を行い、条例案を制定するものです。

パブコメは10月から11月にかけて行いました。1ヶ月間、行っています。 提出数は、個人で3、団体で3、合計24項目です。また、同時に説明を関係 団体に行っています。商工会議所以下7団体に対して説明会を実施しました。

続きましてパブリックコメントを受けて、骨子から変更した点についてです。 パブリックコメントでは多くの意見が規則によって定める表示ですとか設置の 基準に係ることで、条例そのものの大幅な変更はしていませんが、景観推進会 議ですとか景観審議会のご意見等も参考に、4点について変更をしました。

先ず1点目です。農振農用地において、一部自己用のもの以外は全面禁止と、 していましたが、「(仮称)特定案内広告物」として「店舗から概ね5km以内 に設置され、一定の基準を満たすもの」であれば設置を認めることとしていま す。

2点目です。一部の特定区域、現在は景観重点区域の海へのシンボル軸を想定していますが、この海へのシンボル軸では、許可できる広告物を自己用広告物に限るという事をしています。それ以外の広告物については「(仮称)特定案内広告物」の基準を満たせば設置できる、ということにしています。

続きまして3点目です。石垣ですとか擁壁にペンキ等で直接書き込むことを、禁止していましたが、例えば貼り付ける場合も含めて、全面禁止とした、というものです。

続きまして、4点目です。現在、適法に設置されている物件で、市条例の適用によって、設置不可になってしまう案件につきましては、経過措置として5年間を設けるというものです。以上の4点が骨子から変更した点です。

今後の予定は、明日、庁議に条例案について付議をする予定です。 2 月 1 5 日には全議員へ定例行政報告会で説明をするという事になっていまして、 3 月 から検察庁との協議を開始しまして、概ね、 6 ヶ月くらいかかる予定です。 それを経て、今年の 1 2 月の議会に上程をしていきたいというものです。 ちなみに罰則規定がありますので、周知期間の半年間を経て 2 5 年の 7 月に施行していきたいというものです。

続きまして、資料の2-2をご覧ください。まず、資料の2-2の1ページ目ですが、第4条の特定区域です。市長は良好な景観を形成するため特に必要があると認める地域を特定地区として指定することができる。これは変わりませんが、次の第2項です。前項に規定する特定区域のうち規則で定める地域において、前条第1項の規定により市長が許可する広告物または掲出物件は自己の所在、名称、屋号、商標、営業の内容等を表示するため、自己の店舗、営業所もしくは事業所またはこれらの敷地に表示し、又は設置するもの及びこれらに準ずるものとして規則で定めるものに限るとしています。

続きまして第6条の禁止物件です。禁止物件の(2)について、石垣、擁壁 その他これらに類する物件、これは以前ありませんでしたが、これを追加して います。

続きまして、最後の附則の所です。この条例の施行の際、現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、施行日において、第5条又は第6条の規定により表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件については、施行日から5年間は、これらの規定は適用しない、という事で経過措置を5年間設けていくという事です。その他については、特に大きな変更はありません。文言の整理等は行っていますが、大きな変更、取消しはありません。

続きまして資料 2 - 3 です。こちらはパブリックコメントとして、関係団体あるいは個人から頂いた意見とそれに対する市の考え方をまとめたものです。まず、1 ページの 5 番の項目としましては「規制緩和適用除外について」です。工事現場のバリケード等は交通安全等に配慮してしようしているもので、所有者を示すために社名等を記載していることから、適用除外としてもらいたい、という事でして、これは適用除外となることを検討します、という考えです。

続きまして6番です。「規制緩和適用除外について」ですが、自己の管理する 土地等の管理広告は1㎡ではなく、ベニア板1枚程度は適用除外としてもらい たい、ということで、市の考え方としまして、土地の管理等で多く使われてい る「サブロク看板」その程度については適用除外を検討してまいりたい、とい うものです。

続きまして8番の「規制緩和、適用除外について」です。工事現場の板塀、 仮囲いについて、近年、工事施工者は、環境美化等に心を砕き工夫しながら工 事現場の管理を行っております。工事現場での、仮囲い等については、基準以 内であれば、適用除外として頂きたいということに対しては、建築現場、工事 現場は短い期間で撤去されることが多いことから、一定の期間内の物で、一定 の面積基準等の範囲であれば、許可申請不要などの適用除外を検討してまいり たいという考え方です。

続きまして、4ページをご覧ください。23番の「運用について」です。違法でないもの、簡易でないものは、条例適用を5年程度の経過措置を持って指導していただきたい、という事です。これは附則で5年の経過措置について盛り込んでいます。

続きまして24番の「手数料について」です。できれば初回申請時だけの手数料としていただきたい。また申請の種類は大きさ程度で照明等関係なく、一律でお願いしたい。手数料は地方自治法によって規定され、「特定の者のためにする事務」の際に徴収できる事となっております。屋外広告物の申請の審査には、初回であるか更新であるか等にかかわらず、人件費がかかるので、申請時だけでなく、更新等の申請においても手数料を徴収することを考えておりますが、額については、今後、検討していくとしています。

続きまして5ページです。これは審議会からのご意見です。2番の所です。 商業地域の低層部はいろいろな広告、彩鮮やかでOKのかわりに、田園地帯は 規制を強化していくことに賛成する、という事です。このご意見を参考に景観 重点区域には一定の高さ以上の広告に対して、色彩の規制を実施する予定です。

続きまして4番の「屋内広告物の規制について」です。ガラスの内側から表示しているものも、景観阻害要因となっているケースがあります。横出しの自主条例として、屋内広告物の規制をやってもよいのではないか、というようなご意見を頂きました。現在ガラスの内側から表示される広告物については、一部そのような事があることは認識しておりますが、実体については把握できておりません。今後機会をとらえ実体の把握に努め、必要に応じて条例化等の対応をしてまいりたいと考えています。

続きまして6番です。手数料をもっと高くできないか、また政策目的をもって、税にできないか検討をしてみてはどうか、というようなご意見ですが、地方自治法の227条に基づいて手数料の徴収として予定しておりまして、目的税等としては実施しない予定でございます。手数料の額については、人件費から算出していきたいということです。

続きまして9番の細かいルールを作って無視されるより、良い広告に導くような表彰制度のようなものを検討されてはどうか、というご意見ですが、市の条例が施行されたのちに、より良い屋外広告物行政のために優良広告の表彰制度等について検討していきたいと考えています。

6ページです。これは景観推進会議からの意見です。骨子の「特例の許可」について、県条例では「適用除外の特例」とあるが、違いは何か、ということですが、「特例の許可」の場合は、通常の許可と同様に条件を付すことができますが、「適用除外の特例」の場合にはそれがしにくく、許可の取り消しといった違反対応がしづらくなる、という事がございます。また、許可にあたっては表示・設置の期間を定めることができることから、公衆の危害の防止の担保として「特例の許可」としたものです。

続きまして、4番目ですが、野放しの屋外広告物も多いと聞く。不公平感のないように、罰則適用も含めてやってもらいたい、ということで、これは、先日も、農業委員会の方からの情報提供によりまして、違反広告物の指導を実際行いました。撤去の確約を得ましたので、今後もパトロール等の強化を行って、取り組んでいきたいと考えています。また、条例施行の際には、体制を整えて取り組んでいきたい、ということで、人員増も含めて、現在検討しているところです。

それでは、資料 2 - 4 について、説明をします。これは、現段階での表示基準の想定としてまとめたものです。目次のとおり、禁止地区から始まり、規制を受けない広告物として、条例を落とし込んだものと、規則で定めようとしていることを書いています。では、要点を順にご説明します。

まず、1ページ目です。禁止地域です。条例第5条に書かれた内容を、本市の文化財等を具体的に落とし込んで記載しています。また、その他に、森林法や風致地区、生産緑地等も書いています。

2ページをご覧ください。禁止物件と禁止広告物です。これも条例をそのまま落とし込んだ形となっています。橋梁から始まって、道路の路面、また景観重要樹木等を禁止するという事が書いています。

次の3ページから10ページが、地域ごとの基準です。地域ごとに、ページの一番上に、考えた方と適用される地域というものを記載しています。例えば第1種地域であれば、良好な住環境を保全し、といったところが考え方、適用区域としては、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、といったところが書いています。第1種から第5種の主に用途地域によって区分される地域と、景観重点区域にもとづく3つの地域という事で示しています。県では、名称が自然系、住居系、商業系等と呼んでいましたが、市では、第1種、第2種というように表記を変えています。

用途地域で地域を変更したのは、骨子のとおり市街化調整区域です。県条例ですと住居系許可地域でしたので市条例ですと第2種地域に相当しますが、市条例では、第1種地域に変更する予定です。これは本市において、市街化調整区域の多くが田畑となっていますので、その豊かな田園風景を保全するといった観点からです。その他で、用途地域等で変更したものはありません。

また、屋上広告、壁面広告等、その面積は基本的に県の基準と同じにしてございます。ただし、広告旗等は、県条例はどの地域も同一基準でしたが、第3種地域より基準が緩い地域では、接道部ごとにするなどの変更をしています。また、屋外広告物の面積算定の仕方は、原則は総量で考えています。具体的に申し上げますと、1壁面の設置可能面積が30㎡のとき、テナントが何社入った場合でも、30㎡となります。ただし、第5種地域の中でも用途地域が商業地域については、設置者ごとに算定することとしています。これは雑居ビル等を想定してのことです。もし、仮に5社入った場合には、150㎡まで大丈夫といったようなことで考えています。

その他、本市条例の狙いであります、景観重点区域は8ページ以降のとおり、 色彩の規制、高度地区の高さ制限まで最高高さとする規制をかける予定です。 また、海のシンボル軸では、条例で申し上げました通り、自己用広告に限って 設置を認めることとしまして、それ以外の第3者広告としては、11ページの 特定案内広告物の基準を満たすものだけを認めることとしています。

その他としまして、これまでに規制の対象となっていなかった、映像表示装置については、元神奈川県の屋外広告物審議会委員でいらっしゃいます多摩美術大学の田口教授からの助言もありまして、資料2 - 6 にありますように、横須賀市を参考に今後基準を作っていきたいと考えています。具体的には、映像表示装置というのは交通安全の阻害要因になるということですので、道路に近付くほど設置できる面積を減らしていくという考えです。

また資料2-4に戻ります。11ページです。特定案内広告物については、自己用広告物に準ずるものとして、色彩や面積・高さ等を抑えたものを定義する予定です。これは小田原市でも実施していまして、大きな成果をあげています。また、田口教授からも、田園景観や伝建地区などでは、このような広告物であれば、景観阻害要因とならないとのお話も伺っています。この仮称特定案内広告物は基準が緩くなる自己用と、すべて申請が必要な第3者広告物との中間的なものとして考えています。農協との話し合いでは、農地への屋外広告物が農家にとって副収入として大きなウェイトを占めているとのこともありましたので、農振農用地を全面禁止にした場合の影響の大きさが課題でした。しかし、このようなものであれば、例えば、農用地などに、景観に特に配慮しなければならない地域においても、景観阻害要因となりにくいことから設置を認め

ようと考えているものです。

12ページが規制を受けない広告物です。太字が、条例で書いてある部分で、 細字の部分が規則で定めるということで想定しています。

資料2-5は、景観重点区域、それから特定案内広告物の色彩規定の案です。 資料2-6は、先ほど申し上げましたとおり、横須賀市の電光表示装置の設 置基準となっています。以上です。

(会長)

ありがとうございます。今日、議論するのは、機会としては最後になりますか。後はもういろいろな手続きに入るのですか。

(事務局)

条例案についてはそうですが、この資料 2 - 4 の、「表示の基準想定集」につきましては、今後、庁内を含めて、さまざまな議論をしていきたいと思っています。まだまだ、やわらかい段階です。

(会長)

条例の文面については、今日が3回目という事ですので、ご意見、ご質問、 どうでしょう。

(委員)

最後にご紹介のあった、特定案内広告物ですけれども、これはどうしても必要性が高いのかどうか、農家の副収入云々っていうのは、あまり景観法とは関係ないのではないか、と私は正直思います。農地そのもの、農業の用に供されるのであれば、例えば農産物の特売所の看板であるとか、すなわちこれは自己看板に非常に近くなってくると思います。そういう農業にかかわるものであれば良いのですけれども、そもそもレストラン飲食店等の広告物を5kmですから相当広範囲に設置できる、その必要性が本当にあるのかと、いうこと。とですね、今、言った5kmというのが、いいのかどうか、1km、2kmあれば、案内標識としては、それなりに機能するのではないかと思います。500mごとにということなので、単純な沿線を想定いたしますと、一つの営業施設について10本くらいの看板が立てられるということになりますので、そこまでの必要性があるのだろうかという事ですが、いかがでしょうか。

(会長)

関連して聞きますけれども、今、資料2-4の11ページ、その特定案内広

告物は集合看板のようなものを描いてありますけれど、想定されているのは、必ずしも集合看板でなくてもいいですよね。だから、そうすると1つの業者が、500mの範囲で1つと、5km以内で500メートルごとに1つというと、2つ、レストランと土産物店が、別の物があれば、別の物が隣に立っていればいいという話なのですかね。その辺、状況をもう少し詳しく聞きたい。

(委員)

この絵は5枚の広告物が立っているという趣旨ですか。それで1㎡以下なのですね。これ、3×4m位ありそうなので、全体を足し合わせると1㎡以上じゃないかと思ったのですが、やはり1枚ずつという事なのですね、そうすると、やはり相当問題あるなと思います。3mというと、相当高いですね。

(事務局)

まずは、農家の副収入の所は確かに、余計といえば余計かもしれませんが、その地域の景観にとって、それが阻害要因になるかならないかというところを検討してまいりました。広告のグラフィックデザインの専門家である田口先生に、ご相談に伺ったところ、やはり、今それが課題だという事でした。農地への看板の立て方で、1つの答えというのがこういった形なのだろうという事でお話は頂きました。会長からお話がありました通り、確かに集合が望ましという事でしたので、今の書き方ですと、集合とは読めないので、その辺をもう少しきちんと書いていかないといけないなと、思っています。各店舗は500m離れてればいいという事で、確かに連続してしまう可能性があるので、1つの看板を100m離すとなど、管理していかなくてはいけないのかな、と考えています。システム的にできるかなというのが、課題ではあるのですが。そういうことを考えていかなくていけないという認識はあります。

(会長)

集合看板を誘導できるような、なんか工夫ってないですかね。これだと、同 じものが1本立っても、集合してもあまり変わらないですよね。

(事務局)

そうですね。それから 5 k m というところですね、実際に地図を広げて、担当員でやってみたところ、 1 k m 2 k m ですと、農地までの距離がありましたので、実際には出てこないなという話になりました。小田原市さんが 3 k m でしたので、 3 k m も検討したのですが、ほとんどの店舗は出せないです。農地でもし認めるとしたら、 5 k m まで認めれば市街地の店舗も出せるな、という

事で5kmにしたものです。おっしゃる通り1km2kmあれば、ご案内はできますので、今後、距離については、また内部等で検討していきたいと考えます。

(会長)

それはまだ検討の余地がある訳ですね。

(事務局)

そうですね、この議題については、今日いろんな意見を頂いてから検討したいと思っています。

(会長)

他は、今言った小田原市の3km、だいたいそんな数字が出ているのですか。

(事務局)

そうですね、私が見た中で、これをやり始めたのは、小田原が最初ですね、 その他で見ていないです。

(会長)

他は禁止をしている。

(事務局)

禁止のところがあります。農地転用をしなければ、立ててはいけないという ところがあります。

(委員)

それを持って1つ聞きたかった。農振法上と農地法上とこれは大丈夫なのかと。確かに、転用ではないかもしれませんけれども、少なくとも物理的に一定の土地が農耕のように供されない訳ですよね。さらに、日照と通風に一応影響があり得ると思うのですが。それを認めたら、これは農振用農地ですよね、白地農地だったらしばしばあると思うのですけれど、農振農用地でこういう構造物を造るというのは、農政部局はこれをOKしているのかどうか。

(事務局)

結果から言うとOKしています。過去に農水省からそういう通達が出ておりまして、単独基礎の野立て看板であれば、OKという事です。それから連続し

た基礎ですと駄目だという、そういう通達が出たようです。

(委員)

国の通達はあまり関係ないですね。今、自主事務ですので、前に言ったかと 思いますが、法律でそう書いてあるのならいいのですが、あまり望ましいこと ではないと思います。

(会長)

確かに委員のおっしゃるように、農家の副収入のために、景観が多少乱れてもいいというのも、何か変な感じですよね。景観の側からすると、もう少し抑制的に考えないと、農家の副収入を推奨、保障するために議論しているように思われると、本末転倒という感じしますよね。どうですか。

(事務局)

そうすると、また、農業委員会等と調整する必要があるかと。

(会長)

調整しないといけない。でも、少なくとも、5kmは緩すぎるのではないかと思います。看板が出せるような感じで、こちらが好意的に広げてみると、これ位になったという話でしょう。それもなにかね、わざわざ出せる事を誘導するために数字を言うみたいに思えるから、どうもそこまでやるのかなという感じです。

(委員)

そうですね、基準として駄目というのでいいのではないかなと思うのですけれども。景観計画でも、「農地は人と自然が作り出す広大な作品である」というように書いてあって、田園景観を維持保全しますと、いう事ですから。この計画をいだきながら、この景観審議会で、いいですね、とはなかなか言えないような感じがします。

(会長)

少しやり過ぎの感じですね。

(委員)

少し検討していただいて、場所の限定をするか、ですね。 条例の本文の方ですけれども、パブリックコメント、意見の整理の中にもあ

りましたが、条文としては35条あたりに係ることを、少し確認したいのです。 条文、条例の35条、市民との協力の所で、「市長が必要であると認める時には、 市民、事業者等に対し協力を求めることができる」、これをもう少し書き込めな いかな、と先ほどから考えていたのですが、前回のこの審議会でも意見があり ましたように、景観とか広告物については、市民あるいは市民団体等の協力が、 非常に重要なのではないかと思います。先ほど、職員を増やすといったような 話もありましたが、それでも限界がどうしてもありますので、市民・市民団体・ NPO等の協力が非常に大事なので、もう少し細かく、もちろん条例について は、そんなに細かく書くものではないと思いますけれども、もう少し肉付けで きないかと、いうのが1つとですね、市長から求めるだけではなくて、市民か ら提案できるという規定をおけないかと、35条の第2項というのを作りまし て市民・事業者等は広告物の是正、適正化に関し、必要があると認める時は、 市長に提案、或いは協力の申し出等をすることができる、というような相互主 義でやると、なんとなく、イコールパートナーとして落ち着きもいいかなと思 います。市長が求めるだけではなくて、市民からも何か動きができるというよ うな規定を工夫できないだろうかと。規定自体は簡潔なもので結構だと思いま すが、具体的に何をするかは、その後、勝手にしていけばいいので、その根拠 になるような規定を置かれてはどうだろうかというのが1つと、この審議会で も意見がありました、表彰制度、これについて検討するというような話が前回 あったような気がしますが、まあ条例に置くべきことなのか、というのも吟味 するべきでしょうけれども。例えばいいものについて誉めるという趣旨は、ど こかに、条例の中に入れておくといいと思います。規制ばかりで、縛り上げる みたいなことではなくて、良いものは表彰し、税の免除とかはなかなか書けな いと思いますが、何か支援していくような、そういう規定がおけないかという のが2つ目。3つ目は、景観条例の方には景観アドバイザーがありますけれど も、広告物についてはそういうアドバイザーのような仕組みというのは考えら れないか、あの景観条例の方と対になるような形で広告物に関し、こういう指 導した方がいいとか、先ほど色彩の方の田口先生という話も出てまいりました が、ああいう方の存在を条例の中に位置付ける必要はないだろうかというのが、 3つ目です。

(会長)

はい、いかがでしょうか。

(事務局)

よろしいですか。先ず1つ目ですね、相互、市だけでなくて市民からの協力

を要請という事で是非検討させていただきたいと思っています。次の表彰制度です、これを条例に入れるかどうかも含めて、またこちらの方もきちんと検討させていただきたいと思います。景観アドバイザーの件ですが、これも少し担当内で話をしたのですが、この屋外広告物行政は、景観行政の下に位置付けられている、包括的に1つ広告が入っていると考えていますので、制度としては景観アドバイザーの制度を使えば、問題ないというか、活かして行けるだろうというところまで来ています、それを広告物条例にそういったものを位置付けるかどうかは、今後また担当内で検討していきたいと思っております。景観アドバイザーは同じように活用できるだろうとは考えています。

(会長)

そういう事なのですね、はい。

(委員)

おっしゃるとおり、景観の方がより広い概念という捉える方も確かにできると思います。従ってこの条例、広告物条例上も、32条で景観審議会の役割を位置付けていただいていますが、この32条と同じような意味で景観アドバイザーは広告物に関してもアドバイスをすることができる、あるいは市長が景観条例51条に定めるアドバイザーのアドバイスを求めることができる、というようにすると、よりはっきりすることかなと思います。

(会長)

なるほどね。新しく屋外広告物アドバイザーみたいなのを作らなくてもね、 役割を明確にするという事ですね。それは良いアイディアですね。

(事務局)

是非、参考にさせていただきたいと思います。

(会長)

いかがでしょうか。先程出ていた特定案内広告物は条例の中には出てこない のですか。名称としては出てこないのかな。

(事務局)

名称としてはありません。実際どの項目かと申しますと、第4条の第2項、 1番最後の部分に、「これらの準ずるものとして規則に定めるもの」と、自己用 に準ずるという考えでやっております。ですから店舗から何km以内といった ような数値を持ってくることができます。

(会長)

はい。準ずるといっても5kmまで準ずると言うのは、少し大きい気がしますね。

(委員)

屋外広告物の色に関してなんですが、一応、田口先生の指示という事で、なんとかルールを守って頂きたいと思うのですが、この冊子に、たとえば、コカコーラの赤いベースに対して白い文字が抜いてある、それを、京都ではこれを反転して、白いベースに赤い文字にするやり方があるのですが、ここにもそういった事例が載っていますので、やはりこのルールに則って、いろいろ企業さんが工夫をしてくれると思うのですね。例えば、京都だとしたら、農村の鮮やかなブルーが駄目になるとか、平塚市もそういう事例がどんどんできてきたら、それをホームページに載せていって、市で啓蒙して行くことが、すごく大事だろうと思います。ただ、企業が相手になるケースが非常に多いので、すごく地道な説得と長い時間が必要と、どこの行政さんも苦労されていると私も聞いていますので、是非、地道に活動していただきたいと思っています。

それと資料2-5ですが、色のルールとして、マンセルの基準を使っている場合、このマンセル色相関というのは、赤がトップに来るというのが1つのルールとなっているので、この黄色が頭はマンセルではあり得ないです。赤をトップにしてください。

(会長)

はい、ありがとうございます。重要ですよね。

(委員)

あと、質問ですが。今ある看板に対して、色をこのようにしなさいとか、ここをこの大きさにしなさいとかあるのですが、今すでにある大型の物に対しての指導は、どういうようにすればいいのか。

(事務局)

大きくて、平塚市の条例になった場合基準から外れてしまうものは、それが 適法に県条例で設置されているものについては、経過措置を5年間設けていま すので、この5年間のうちに直してくださいと、5年経ったら、命令で撤去し てくださいという事になります。

(委員)

直すという事で、5年経ったら、このルールに従って、面積を小さくするとか、色彩に配慮とか、取り外す、例えば京都のように最終的に取り外す、例えば東京都も、建物の上の方は最終的に取り外すというように流れはあるのですが、その辺はそのまま、例えば色を変えるとかいう事であれば存続はOKということでしょうか。

(事務局)

5年後には、平塚市の条例にすべて適合になる形にしてもらわなければいけません。それが大き過ぎれば、小さくしなくてはいけないですし、色がはみ出ていればその範囲内の色にしてもらう、全く不可能なものは、今おっしゃったように、取り外していただく以外ないと思っています。

(委員)

小さくすれば、存続は可能という形では、いいということですか。

(事務局)

基準内であれば。

(会長)

それは用途との関連で基準を算出して決まる訳ですよね。

(委員)

例えば小さくするのにお金がかかりますよね、小さくもできない、色も変えない、もうお金ないから、費用がかかるのでやらない、というケースは、例えば京都は白く塗りつぶすというやり方をされているみたいですけれども、そういうことは特にない。

(事務局)

屋外広告法で、白く塗ると屋外広告物に該当しないという解釈が出ていますので、撤去しろと言われると、「じゃあ白く塗って終わりにします」という事はあり得ます。ただそれ以上は、その時点で屋外広告物ではなくなりますので、条例の適用を受けなくなり、命令ができないです。

(委員)

わかりました。私も、白く塗るのは良くないと思っているので、逆にものす ごく違和感がある街並みになってくるので、阻止した方が良いなと。

(事務局)

掲出物件、屋外広告物と、2つ概念がありまして、表示している所とそれを支えている所が掲出物件といい、それが屋外広告物の設置物件だと認定できれば、撤去してくださいと言えるので、そのような事はしていきたいと思っています。4mを超えると建築基準法の確認申請が必要となりますので、そうなると屋外広告物の広告塔として申請しますので、そうなると完全に屋外広告物の設置条件ですので、違反物件を白く塗っても駄目だよ、その骨組みも全部撤去してくださいという事で確約を得たケースもあります。今後もそういった指導はしていきたいと思っています。

(会長)

はい、他にいかがでしょうか。

今までの所、条例の中身ですと、その35条の市長からの市民への協力要請というのを市民側からの提案という、イコールな形で2項目を付け足してほしいという事、それから表彰支援制度に関しても、何らかの配慮ができるかどうか、検討してもらいたいという事。景観アドバイザーに関しても何らかの表記ができるかどうか検討してもらいたいという事ですね。それと特定案内広告物に関しては、やはり趣旨からいうとあまり望ましくないものなので、できればそのようなものは作らないでもらいたいです。もしどうしても作らないといけないとしたら、距離ですよね、距離をもう少し狭くするとか、集合看板に誘導するとか、そういう工夫をやってほしい、という事ですね。後は、今のような色彩に関しては、そういうルール作りと、それから白く塗ったものに関する指導はやって頂くとそういう事ですね。そういう意見が出ていますが、だいたいそういうところでよろしいでしょうか。

(委員)

将来の課題という事で、やむを得ないかなと思うのですが、屋内広告物、これについては、私はやってもいいのではないかと、思っております。ただ、まずは屋外広告物をしっかりと指導するというお答えで、まあ現実的にはそうなのかなと思いますが、今後、条例の改正等の機会があれば、あるいは今回の条例が一定の安定をしてきたところで、是非、お考えを頂ければと思いますが。

(会長)

将来的な課題として、忘れずにちゃんとやってほしいという事ですね。

(委員)

定義もこの条例の第2条で、法の例によるという、簡単な規定ですが、もう1つ工夫した方が良いかなと思ったのですが、でも先ほどの件は、実施している自治体もそんなに多くはないという事でしたので、第2段での条例改正の機会に、より強化する機会があれば、ご検討いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。それでは、それらの意見が、この審議会の意見としてあったという事で取りまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

確認ですけれども、この条例については、今年の12月に議会上程を予定されているみたいですが、もうこの審議会は通らないという形でしょうか。

(事務局)

いえ、また、検察協議等をみまして、最終的にもう一度チェックをしていた だく事が必要になります。

(委員)

なるほど。

(事務局)

後は、基準については、まだこれからですので、これは、もう一度、議論を する場を設けたいと思います。

(会長)

なるほどね。

(委員)

その時に規則も出てくる。

(事務局)

はい、そうですね。規則も出てきます。

(委員)

今回は諮問ですか。

(事務局)

いえ、違います。また今回もご意見をお伺いするという事です。

12月議会を通りましたら、そこで条例が交付されて、すぐに1月にまた皆様にお集まり頂いて、その時点で規則、それから地域の告示・公示等に関する諮問を行いたいと思っております。ですから、事前にいろいろご意見いただきながら、審議会を開催したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

それと、先ほどの案件に戻りますが、景観重要樹木の指定に関しては、認めていただきましたけれども、具体的な選定の手続きに関しては、まだ、今後改善の余地があるという事なので、次の公募に際して、もう少しディファインしていただきたいですし、それはそれとして、また我々としても対応したいという事で、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

[審議会閉会 午後4時05分]

上記のとおり相違ありませ	h,
--------------	----

平成 年 月 日

平塚市景観審議会

会長印